

## 協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関する事 業について」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について

協議項目 23 「各種事務事業の取扱いに関する事  
業について」のうち、保健福祉部会の所管する事務事業について、次のとおり定める。

平成 15 年 7 月 10 日提出

前橋広域市町村合併協議会  
会長 萩原 弥惣治

### 1 保健福祉事業の取扱い

保健福祉事業の取扱いについては、前橋市の制度に統一するものとする。

ただし、大胡町、宮城村及び粕川村で独自に実施している事業等については、地域の実情、実績等を考慮し調整するものとする。

### 2 保育料の取扱い

保育料の取扱いについては、合併年度は現行のままとし、翌年度からは前橋市の保育料に統一するものとする。

ただし、増額の幅が大きい保育料区分については、段階的に調整するものとする。

### 3 介護保険料の取扱い

介護保険料の取扱いについては、現行のままとし、平成 18 年度から同一の介護保険料とするものとする。

1 保健福祉事業の取扱い  
 (1) 社会参加促進事業

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>前橋市ふれあいスポーツ大会 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 市内に居住する心身障害者と家族、ボランティア</li> <li>・内容 軽スポーツを主とした種目で開催</li> <li>年 1 回 9 月第 1 日曜日を開催日と指定</li> <li>・会場 天候に左右されないように「市民体育館」</li> </ul> <p>手話奉仕員養成講座の開催 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 理解と意欲のある住民（健聴者）</li> <li>・講座開催の委託 前橋市聴覚障害者福祉協会に委託。3 コース実施（初級、中級、協力者養成コース）</li> </ul> <p>手話協力者派遣事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 聴覚障害者言語機能障害者の社会生活上の必要により手話協力者を派遣</li> <li>・派遣内容                      (1) 医療、職業、教育等に関すること                      (2) 社会生活上必要な手続き、冠婚葬祭に関すること</li> </ul>	<p>障害者スポーツ大会 制度なし</p> <p>手話奉仕員養成講座 制度なし</p> <p>手話協力者派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 左記同様</li> <li>・派遣内容 左記同様</li> </ul>	<p>障害者スポーツ大会 制度なし</p> <p>手話奉仕員養成講座 制度なし</p> <p>手話協力者派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 左記同様</li> <li>・派遣内容 左記同様</li> </ul>	<p>障害者スポーツ大会 制度なし</p> <p>手話奉仕員養成講座 制度なし</p> <p>手話協力者派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 左記同様</li> <li>・派遣内容 左記同様</li> </ul>

議案第 27 号 参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>(3)政治、宗教、営利関係、個人的趣味・娯楽、公序良俗に反することを除く社会生活上必要と認められること</p> <p>点訳奉仕員養成講座の開催 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 視覚障害者に対する理解と熱意を有する者</li> <li>・講座開催の委託 前橋市視覚障害者福祉協会に委託。 週1回の計14回開催 (総合福祉会館)</li> </ul> <p>手話通訳士設置事業 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格 通訳士の厚生労働大臣公認の公的資格を有する者を雇用、設置</li> <li>・設置の委託 市社会福祉協議会職員として常勤雇用</li> </ul> <p>身体障害者社会適応訓練事業 [市単独]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 本市に居住する身体障害者(18歳以上)</li> <li>・事業の委託 事業を前橋市身体障害者福祉団体連合会に委託</li> </ul>	<p>点訳奉仕員養成講座の開催 制度なし</p> <p>手話通訳士設置事業 制度なし</p> <p>身体障害者社会適応訓練事業 制度なし</p>	<p>点訳奉仕員養成講座の開催 制度なし</p> <p>手話通訳士設置事業 制度なし</p> <p>身体障害者社会適応訓練事業 制度なし</p>	<p>点訳奉仕員養成講座の開催 制度なし</p> <p>手話通訳士設置事業 制度なし</p> <p>身体障害者社会適応訓練事業 制度なし</p>

議案第 27 号 参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容 教養講座、スポーツ教室、 囲碁・将棋教室、日常生活 訓練、手芸教室、民謡 ・カラオケ教室等の開催 それぞれ、障害の部位ご とに組織する団体が、当 該年度に取り組む教室を 担当し実施</li> <li>身体障害者自動車改造費補 助事業 [国・県・市]</li> <li>・ 対象 群馬県の補助制度の対象 となる改造で、その改造 費が県補助限度額、10 万円を超える場合、市単 独で県補助に上乗せ補助</li> <li>・ 市単独補助基準等 基準額 県制度を超える部分 5万円を上限 補助率、額 2分の1(2万5千円 を限度)</li> <li>聴覚障害者パソコン教室の 開催 [国・県・市]</li> <li>・ 事業の委託先 前橋市聴覚障害者 福祉協会</li> <li>・ 会場 県生涯学習センター (予定)</li> </ul>	<p>身体障害者自動車改造費補 助事業 [国・県] 群馬県の補助制度で対応</p> <p>聴覚障害者パソコン教室の 開催 制度なし</p>	<p>身体障害者自動車改造費補 助事業 [国・県] 左記同様</p> <p>聴覚障害者パソコン教室の 開催 制度なし</p>	<p>身体障害者自動車改造費補 助事業 [国・県] 左記同様</p> <p>聴覚障害者パソコン教室の 開催 制度なし</p>

議案第 27 号 参考資料

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>視覚障害者パソコン教室の開催 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の委託先 前橋市視覚障害者福祉協会</li> <li>・会場 総合福祉会館 (予定)</li> </ul> <p>ウォーキング・軽スポーツ教室 [国・県・市]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容 総合福祉会館の水治療法室での水中歩行教室及び軽スポーツ教室を開催し障害者の交流・体力維持増進を図る。</li> <li>・対象 障害者及び機能維持訓練が必要な65歳以上の高齢者並びに障害児が通う学校・園・施設の団体利用</li> </ul>	<p>視覚障害者パソコン教室の開催 制度なし</p> <p>ウォーキング・軽スポーツ教室 制度なし</p>	<p>視覚障害者パソコン教室の開催 制度なし</p> <p>ウォーキング・軽スポーツ教室 制度なし</p>	<p>視覚障害者パソコン教室の開催 制度なし</p> <p>ウォーキング・軽スポーツ教室 制度なし</p>

議案第 27 号 参考資料

( 2 ) 救急医療体制等

在宅当番医制

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目：内科、小児科、外科、婦人科、耳鼻科、眼科</li> <li>・ 診療日 日曜、祝日、年末年始</li> <li>・ 診療時間：午前 9 時から午後 6 時</li> <li>・ 診療場所：各委託医療機関</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託料 年額 17,502,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目：内科、小児科、外科、整形外科、産婦人科</li> <li>・ 診療日 日曜、祝日、12/29～1/3</li> <li>・ 診療時間 平日と同じ、病院により変更あり</li> <li>・ 診療体制 勢多医師会会員による。荒砥川を挟み西と東に各 1 院</li> <li>・ 負担金 年額 239,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目：左記同様</li> <li>・ 診療日：左記同様</li> <li>・ 診療時間：左記同様</li> <li>・ 診療体制：左記同様</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担金 年額 123,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目：左記同様</li> <li>・ 診療日：左記同様</li> <li>・ 診療時間：左記同様</li> <li>・ 診療体制：左記同様</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 負担金 年額 167,000円</li> </ul>

夜間急病診療所

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療科目 小児科、内科</li> <li>・ 診療日 毎夜間</li> <li>・ 診療時間 午後 8 時から午後 12 時</li> <li>・ 診療場所 前橋市夜間急病診療所</li> <li>・ 委託料 年額 83,508,000円</li> </ul>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>

議案第 27号 参考資料

病院群輪番制病院

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>在宅当番医制や夜間急病診療所等の初期救急で対応出来ない患者の二次診療</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>診療科目 内科系、外科系、(休日昼間は産婦人科あり)</li> <li>当番体制 市内4病院の輪番</li> <li>交付金 年額 67,619,000円</li> </ul>	制度なし	制度なし	制度なし

休日歯科診療

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<ul style="list-style-type: none"> <li>診療日 日曜、祝日、年末年始</li> <li>診療時間 午前10時～午後3時</li> <li>診療場所 休日歯科診療所(市歯科医師会館内)</li> <li>補助金 年額 4,290,000円</li> </ul>	制度なし	制度なし	制度なし

2 保育料の取扱い

保育所

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所            21 力所</li> <li>・ 私立保育園           29 力所</li> <li>・ 定員                 4,850 人</li> <li>・ 現員                 5,099 人</li> </ul> <p>(4月1日現在)</p>	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所            なし</li> <li>・ 私立保育園           4 力所</li> <li>・ 定員                 255 人</li> <li>・ 現員                 253 人</li> </ul> <p>(4月1日現在)</p>	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所            なし</li> <li>・ 私立保育園           1 力所</li> <li>・ 定員                 70 人</li> <li>・ 現員                 78 人</li> </ul> <p>(4月1日現在)</p>	<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所            1 力所</li> <li>・ 私立保育園           1 力所</li> <li>・ 定員                 130 人</li> <li>・ 現員                 143 人</li> </ul> <p>(4月1日現在)</p>

保育料表は、次頁のとおり。

保育料第3子以降無料化事業

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>事業の概要</p> <p>同一世帯で3人以上の子供を扶養している場合に、第3子以降の児童に係る保育料月額を無料にすることにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、子育て支援と少子化対策を推進する。</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>	<p>制度なし</p>



平成15年度国の保育料徴収金基準額表				前橋市保育料表				大胡町保育料表				宮城村保育料表				粕川村保育料表																
階層区分	市民税等による定義	保育料(月額)		階層区分	市民税等による定義	保育料(月額)		階層区分	町民税等による定義	保育料(月額)		階層区分	村民税等による定義	保育料(月額)		階層区分	村民税等による定義	保育料(月額)														
		3歳未満	3歳以上			3歳未満	3歳以上			3歳未満	3歳以上			3歳未満	3歳以上			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上											
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	円 0	円 0	A	生活保護世帯	円 0	円 0	A	生活保護世帯	円 0	円 0	A	生活保護世帯	円 0	円 0													
2	第1階層及び第4階層～第7階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000	6,000	B	A階層及びD階層を除く前年度分の市町村民税非課税世帯	2,600	1,800	B	町民税非課税世帯	7,000	5,000	B	村民税非課税世帯	7,000	5,000	B	村民税非課税世帯	3,500	2,500													
3	市町村民税課税世帯	19,500	16,500	C 1	A階層、B階層及びD階層を除く前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,700	7,000	C 1	町民税均等割世帯	14,000	12,000	C 1	村民税均等割世帯	14,000	12,000	C 1	村民税均等割世帯	8,000	6,000													
				C 2	所得割の額が5,000円未満	11,000	8,300	C 2	町民税所得割世帯	15,000	13,000	C 2	村民税所得割世帯	15,000	13,000	C 2	村民税所得割世帯	12,000	9,000													
				C 3	所得割の額が5,000円以上	11,500	8,800																									
4	64,000円未満	30,000	* 27,000	D 1	A階層を除く前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	3,000円未満	13,700	11,000	D 1	20,000円未満	22,000	18,000	D 1	20,000円未満	22,000	18,000	D 1	10,000円未満	16,000	13,000												
				D 2		3,000円以上10,000円未満	15,200	12,500													D 2	20,000円以上40,000円未満	28,000	25,000	D 2	20,000円以上40,000円未満	28,000	25,000	D 2	10,000円以上20,000円未満	18,000	15,000
				D 3		10,000円以上20,000円未満	18,300	15,200													D 3	40,000円以上70,000円未満	37,000	29,000	D 3	40,000円以上70,000円未満	37,000	29,000	D 3	20,000円以上40,000円未満	23,000	18,000
				D 4		20,000円以上40,000円未満	24,100	19,300													D 4	70,000円以上140,000円未満	44,000	32,000	D 4	70,000円以上140,000円未満	44,000	32,000	D 4	40,000円以上70,000円未満	28,000	21,000
				D 5		40,000円以上65,000円未満	30,000	21,400													D 5	140,000円以上370,000円未満	50,000	34,000	D 5	140,000円以上370,000円未満	50,000	34,000	D 5	70,000円以上100,000円未満	32,000	22,000
5	64,000円以上160,000円未満	44,500	* 41,500	D 6	65,000円以上90,000円未満	36,500	22,600	D 4	70,000円以上140,000円未満	44,000	32,000	D 4	70,000円以上140,000円未満	44,000	32,000	D 4	100,000円以上140,000円未満	35,000	23,000													
				D 7	90,000円以上120,000円未満	40,400	24,400													D 6	140,000円以上180,000円未満	37,000	25,000	D 6	180,000円以上250,000円未満	39,000	26,000					
				D 8	120,000円以上140,000円未満	43,400	25,400													D 7	180,000円以上250,000円未満	41,000	27,000	D 7	250,000円以上370,000円未満	41,000	27,000					
6	160,000円以上408,000円未満	61,000	* 58,000	D 9	140,000円以上160,000円未満	45,700	27,000	D 5	140,000円以上370,000円未満	50,000	34,000	D 5	140,000円以上370,000円未満	50,000	34,000	D 8	370,000円以上	43,000	28,000													
				D 10	160,000円以上370,000円未満	48,200	27,600													D 9	250,000円以上370,000円未満	41,000	27,000	D 9	370,000円以上	43,000	28,000					
				D 11	370,000円以上	49,800	28,400													D 10	370,000円以上	43,000	28,000									
7	408,000円以上	* 80,000	* 77,000																													

「注」 国基準の保育料欄の金額の前にある\*印は、保育単価の限度額である。

大胡町と宮城村は同じ

議案第 27 号 参考資料

3 介護保険料の取扱い

介護保険制度

前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
<p>事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法等に基づき介護保険制度の運営を行う</li> <li>・ 3年に1度事業の見直しを行う（保険料の改定）</li> <li>・ 現計画期間（15～17年）では、17年だけ保険料が異なることになるが、18年からは、同一金額となる。</li> </ul> <p>・ 保険料 37,200円</p>	<p>事業の概要</p> <p>左記同様</p> <p>・ 保険料 36,600円</p>	<p>事業の概要</p> <p>左記同様</p> <p>・ 保険料 31,200円</p>	<p>事業の概要</p> <p>左記同様</p> <p>・ 保険料 34,400円</p>

区 分	前橋市	大胡町	宮城村	粕川村
第1段階（基準額×0.5）	18,600円	18,300円	15,600円	17,200円
第2段階（基準額×0.75）	27,900円	27,500円	23,400円	25,800円
第3段階（基準額）	37,200円	36,600円	31,200円	34,400円
第4段階（基準額×1.25）	46,500円	45,800円	39,000円	43,000円
第5段階（基準額×1.5）	55,800円	54,900円	46,800円	51,600円